

フレックスタイム制に関する労使協定書

(3 か月単位)

〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第 32 条の 3 の規定に基づき、3 か月のフレックスタイム制に関し、下記のとおり協定する。

(適用対象者)

第 1 条 フレックスタイム制は、次の部に属する従業員（管理監督者、裁量労働制適用者、パートタイマーを除く。）に適用する。

(1) 企画部

(2) 制作部

(清算期間)

第 2 条 労働時間の清算期間は、4 月、7 月、10 月、1 月の 1 日から翌々月末日までの 3 箇月間とする。

(1 日の標準労働時間)

第 3 条 1 日の標準労働時間は 8 時間とする。なお有給休暇を取得した日および事業場外労働に従事して労働時間を算定し難いときは、基本労働時間労働したものとみなす。

(清算期間及び各月の所定労働時間等)

第 4 条 各清算期間における所定労働時間（勤務すべき時間をいう。以下同じ）は、次のとおりとする。一清算期間においてこれを超えて労働したときは、その超えた時間につき所定外労働手当を支払う。ただし、次項において所定外労働手当の対象となった時間を除く。

清算期間における 清算期間の暦日数	清算期間における 所定労働時間
92 日のとき	525.7 時間
91 日のとき	520.0 時間
90 日のとき	514.2 時間
89 日のとき	508.5 時間

(コアタイム)

第5条 コアタイムは、午前 時から午後 時までとし、この時間帯は原則として勤務していなければならない。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。

(始業時間帯)

第6条 社員は、午前 時から 時までの間の任意の時刻から始業するものとする。

(終業時間帯)

第7条 社員は、午後 時から 時までの間の任意の時刻に終業するものとする。

(超過労働時間)

第8条 清算期間中の労働時間が第4条に定める所定労働時間を超過したときは、超過時間を時間外労働とし、時間外労働手当を支給する。

(不足時間)

第9条 清算期間中の労働期間が第4条に定める総労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間に繰り越すものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は令和 年 月 日から有効とする。有効期間満了の30日前までに会社、従業員代表いずれかからも解除の申し込みがない時は、更に1年間有効とし、以降も同様とする。

令和 年 月 日

(使用者) 印

(従業員代表) 印